

令和5年12月12日（火）13:00-14:30
規制改革推進会議
スタートアップ・投資WG資料
地方創生推進事務局

特区制度について

内閣府地方創生推進事務局
令和5年12月12日

1 各制度の概要

各特区制度の概要

- 特区制度は、**構造改革特区**（平成14年関連法成立）、**総合特区**（平成23年関連法成立）、**国家戦略特区**（平成25年関連法成立）の順番に成立。
- 構造改革特区制度の目的は、**地域の特性に応じた規制改革**を通じた構造改革の加速と、**地域が自発性をもって規制の特例措置を活用**することによる地域の活性化の促進。
- 総合特区制度の目的は、**規制の特例措置に加え、税制、財政、金融上の支援措置**により、**特定の政策課題の解決に向けた取組を総合的に支援**すること。
- 国家戦略特区制度の目的は、**大胆な規制・制度改革を実行し、産業の国際競争力の強化**とともに、**国際的な経済活動の拠点の形成**を図り、国民経済の発展等に寄与すること。

| | 構造改革特区 | 総合特区 | 国家戦略特区 |
|---------------------|-------------------------------|------------------------------|------------------------------|
| 制度創設年度 | 平成14年度 | 平成23年度 | 平成25年度 |
| 目的 | 経済社会の構造改革と地域の活性化 | 経済社会の活力の向上及び維持発展 | 産業の国際競争力の強化、国際的な経済活動の拠点形成 |
| 国による区域の指定 | なし (全国の自治体が区域計画の申請可) | あり (内閣総理大臣が指定) | あり (国が政令で指定) |
| 国の検討体制 | 構造改革特別区域推進本部* (本部長：内閣総理大臣) | 総合特別区域推進本部** (本部長：内閣総理大臣) | 国家戦略特区諮問会議*** (議長：内閣総理大臣) |
| 規制改革の実現手法 | 省庁間で調整 | 国と地方の協議会で議論 | 民間有識者が参加したWG、諮問会議で調整 |
| 特区認定数 (令和5年9月時点) | 458 | 25 | 13 <注> |

* 本部長：内閣総理大臣／本部員：全ての国務大臣

** 本部長：内閣総理大臣／本部員：全ての国務大臣

*** 議長：内閣総理大臣／議員：民間有識者（議員の半数以上）、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（地方創生）、財務大臣、内閣府特命担当大臣（規制改革）、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）兼経済再生担当大臣

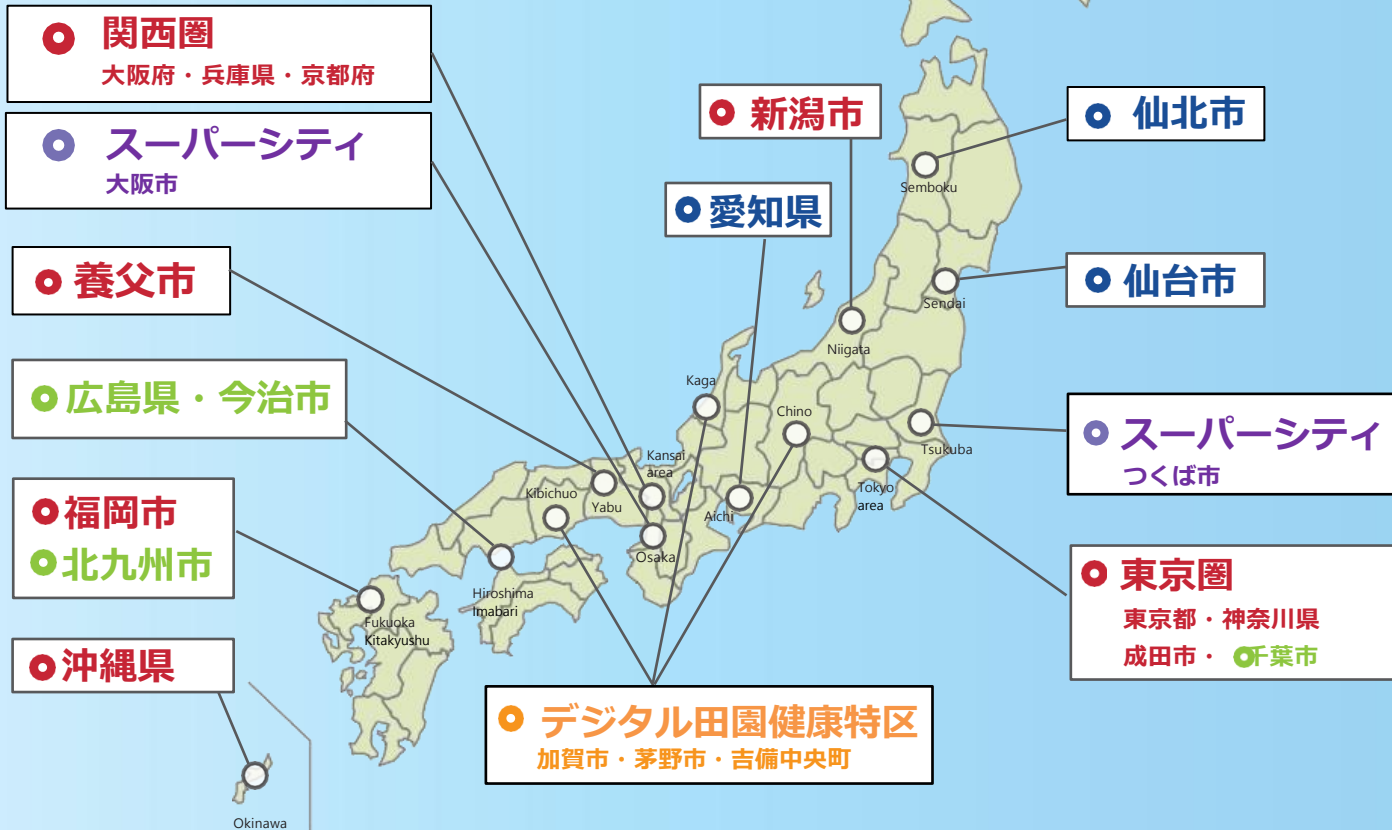
注 スーパーシティ型国家戦略特区、デジタル田園健康特区を含む。うち、デジタル田園健康特区は3市町を1つの特区として計上。

各特区制度の目的

| | 国家戦略特区 | 構造改革特区 | 総合特区 |
|------|---|--|--|
| 根拠法 | <p>○国家戦略特別区域法</p> <p>(目的) 第一条 この法律は、我が国を取り巻く国際経済環境の変化その他の経済社会情勢の変化に対応して、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るためには、<u>国が定めた国家戦略特別区域において、経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点を形成することが重要であることに鑑み、国家戦略特別区域に関し、規制改革その他の施策を総合的かつ集中的に推進</u>するために必要な事項を定め、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p> | <p>○構造改革特別区域法</p> <p>(目的) 第一条 この法律は、<u>地方公共団体の自発性を最大限に尊重した構造改革特別区域を設定し、当該地域の特性に応じた規制の特例措置の適用を受けて地方公共団体が特定の事業を実施し又はその実施を促進することにより、教育、物流、研究開発、農業、社会福祉その他の分野における経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図り、</u>もって国民生活の向上及び国民経済の発展に寄与することを目的とする。</p> | <p>○総合特別区域法</p> <p>(目的) 第一条 この法律は、産業構造及び国際的な競争条件の変化、急速な少子高齢化の進展等の経済社会情勢の変化に対応して、<u>産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進</u>することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るため、その基本理念、政府による総合特別区域基本方針の策定及び総合特別区域の指定、地方公共団体による国際戦略総合特別区域計画及び地域活性化総合特別区域計画の作成並びにその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けたこれらの計画に基づく事業に対する特別の措置、総合特別区域推進本部の設置等について定め、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p> |
| 基本方針 | <p>○国家戦略特別区域基本方針 (閣議決定)</p> <p>(国家戦略特区制度の目的・意義) 国家戦略特区は(略) <u>大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。</u></p> <p>(国家戦略特区制度の目標) 国家戦略特区制度は、<u>大胆な規制・制度改革によって、「岩盤規制」の突破口を開き、民間の能力が十分に発揮できる、世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備し、経済成長につなげることを目的としている。</u></p> | <p>○構造改革特別区域基本方針 (閣議決定)</p> <p>(構造改革の推進等の意義) (略) <u>全国的な規制改革の実施は、様々な事情により進展が遅い分野があることを踏まえると、地方公共団体や地域の実情に精通したNPO、民間企業等の立案により、地域が自発性を持って構造改革を進める特区制度の意義は今後においても大きいと考えられる。</u> また、<u>持続可能で活力ある地域の形成のため、やる気のある地域が独自の取組や地方と都市とのヒト・モノ・カネの交流・連携を推進し、知恵と工夫にあふれた「魅力ある地域」に生まれ変わるための努力を、政府を挙げて応援していくことが必要である。</u>特区制度については(略) <u>地域の活性化を図る支援施策としての意義も重要</u>であり、今後一層の充実を図ることが必要である。</p> | <p>○総合特別区域基本方針 (閣議決定)</p> <p>(総合特区制度の目的・意義) 総合特区制度は、<u>政策課題の解決を図る突破口とするため、地域の資源や知恵を地域の自立や活性化に向けて最大限活用し、政策課題解決の実現可能性の高い区域における取組に対して、国と地域の政策資源を集中させることにより、国際戦略総合特別区域については産業の国際競争力の強化、地域活性化総合特別区域については地域の活性化を推進し、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るものである。</u> 具体的には、<u>地域の包括的・戦略的な取組を、規制の特例措置及び税制・財政・金融上の支援措置(略)により、地域の実情に合わせて総合的に支援するとともに、(略)総合特区ごとに組織される国と地方の協議会で国と地域の協働プロジェクトとして推進するものである。</u></p> |

国家戦略特区の指定区域

- **1次指定**
[平成26年5月1日]
- **スーパーシティ型
国家戦略特区**
[令和4年4月15日]
- **2次指定**
[平成27年8月28日]
- **デジタル田園健康特区**
[令和4年4月15日]
- **3次指定**
[平成28年1月29日]



総合特区の指定区域

国際戦略総合特区

総合特別区域方針において、平成25年9月以降の指定は見合わせることにしている。
 <平成25年3月19日閣議決定>

地域活性化総合特区

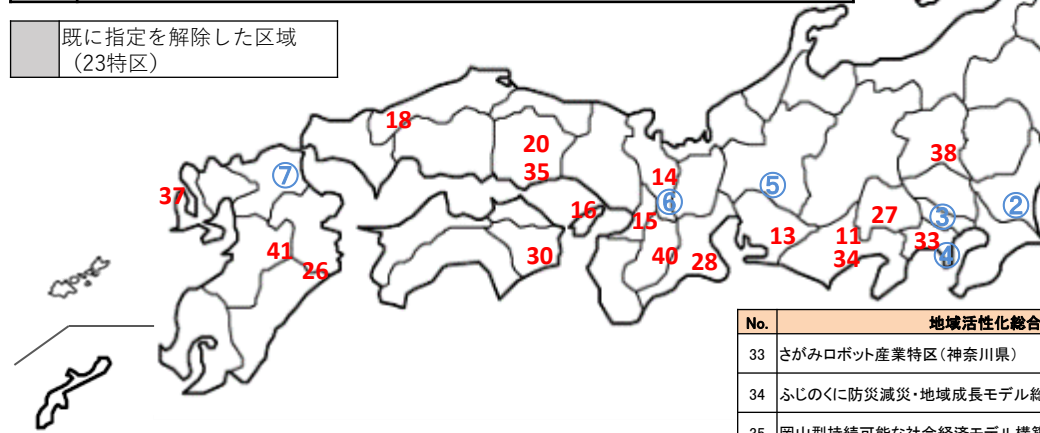
【第1次指定 (H23.12.22)】

| No. | 国際戦略総合特区と地方公共団体の名称 |
|-----|--|
| 国際1 | 北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区(北海道、札幌市、函館市、帯広市、江別市、音更町、土幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町)【令和4年3月31日指定解除(特区からの申請による)】 |
| 国際2 | つくば国際戦略総合特区～つくばにおける科学技術の集積を活用したライフノベーション・グリーンノベーションの推進～(茨城県、つくば市) |
| 国際3 | アジアヘッドクォーター特区(東京都) |
| 国際4 | 京浜臨海部ライフノベーション国際戦略総合特区(神奈川県、横浜市、川崎市) |
| 国際5 | アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区(長野県、長野市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市、下諏訪町、富士見町、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、松川町、高森町、喬木村、豊丘村、岐阜県、岐阜市、大垣市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、郡上市、海津市、笠松町、垂井町、神戶町、輪之内町、安八町、大野町、坂祝町、川辺町、御嵩町、静岡県、浜松市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、清水町、愛知県、名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、半田市、春日井市、津島市、碧南市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、豊山町、大口町、蟹江町、飛鳥村、三重県、津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、伊賀市、木曽岬町、東員町、名古屋港管理組合) |
| 国際6 | 関西イノベーション国際戦略総合特区(京都府、京都市、大阪府、大阪市、兵庫県、神戸市) |
| 国際7 | グリーンアジア国際戦略総合特区(福岡県、北九州市、福岡市) |

【第1次指定 (H23.12.22)】

| No. | 地域活性化総合特区と地方公共団体等の名称 |
|-----|---|
| 1 | 札幌コンテンツ特区(北海道札幌市)【平成28年4月1日指定解除(特区からの申請による)】 |
| 2 | 森林総合産業特区(北海道下川町)【令和3年3月31日指定解除(特区からの申請による)】 |
| 3 | レアメタル等リサイクル資源特区(秋田県) |
| 4 | 栃木発再生可能エネルギービジネスモデル創造特区(栃木県)【平成31年3月29日指定解除(特区からの申請による)】 |
| 5 | 畜産バイオマスの高効率エネルギー利用、炭化・灰化利用による環境調和型畜産振興特区(群馬県)【平成28年4月1日指定解除(特区からの申請による)】 |
| 6 | 次世代自動車・スマートエネルギー特区(埼玉県さいたま市)【令和2年3月31日指定解除(特区からの申請による)】 |
| 7 | 柏の葉キャンパス「公民学連携による自律した都市経営」特区(千葉県柏市)【令和4年3月31日指定解除(特区からの申請による)】 |
| 8 | 持続可能な中山間地域を目指す自立的地域コミュニティ創造特区(新潟県長岡市)【令和4年3月31日指定解除(特区からの申請による)】 |
| 9 | 健康長寿社会を創造するスマートウェルネスシティ総合特区(新潟県見附市等)【平成29年3月27日指定解除(特区からの申請による)】 |
| 10 | とやま地域共生型福祉推進特区(富山県)【平成31年3月29日指定解除(特区からの申請による)】 |
| 11 | ふじのくに先端医療総合特区(静岡県、山梨県) |
| 12 | 未来創造「新・ものづくり」特区(静岡県浜松市)【令和4年3月31日指定解除(特区からの申請による)】 |
| 13 | 次世代エネルギー・モビリティ創造特区(愛知県豊田市) |
| 14 | 京都市地域活性化総合特区(京都府京都市、京都府) |
| 15 | 国際医療交流の拠点づくり「りんくうタウン・泉佐野市域」地域活性化総合特区(大阪府、大阪府泉佐野市) |
| 16 | あわじ環境未来島特区(兵庫県、兵庫県洲本市、南あわじ市、淡路市) |
| 17 | 和歌山県「高野・熊野」文化・地域振興総合特区(和歌山県)【令和3年3月31日指定解除(特区からの申請による)】 |
| 18 | 「森海連携 高津川流域ふるさと構想」特区(島根県益田地区広域市町村圏事務組合) |
| 19 | たたら山再生特区(中山間地域における里山を活用した市民による地域再生の挑戦)(島根県雲南市)【令和3年3月31日指定解除(特区からの申請による)】 |
| 20 | ハイパー&グリーンイノベーション水島コンビナート総合特区(岡山県) |
| 21 | 環境観光モデル都市づくり推進特区(広島県)【平成28年4月1日指定解除(特区からの申請による)】 |
| 22 | 尾道地域医療連携推進特区(広島県)【平成28年4月1日指定解除(特区からの申請による)】 |
| 23 | 次世代型農業生産構造確立特区(山口県、山口県光市、柳井市、田布施町)【平成31年3月29日指定解除(特区からの申請による)】 |
| 24 | かがわ医療福祉総合特区(香川県)【令和4年3月31日指定解除(特区からの申請による)】 |
| 25 | 西条農業革新都市総合特区(愛媛県西条市)【平成28年4月1日指定解除(特区からの申請による)】 |
| 26 | 東九州メディカルバレー構想特区(大分県、宮崎県) |

既に指定を解除した区域
(23特区)



【第3次指定 (H25.2.15)】

| No. | 地域活性化総合特区と地方公共団体等の名称 |
|-----|---|
| 33 | さがみロボット産業特区(神奈川県) |
| 34 | ふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区(静岡県) |
| 35 | 岡山型持続可能な社会経済モデル構築総合特区(AAAシティおかやま)(岡山市) |
| 36 | 九州アジア観光アイランド総合特区(福岡県等)【令和3年3月31日指定解除(特区からの申請による)】 |
| 37 | ながさき海洋・環境産業拠点特区(長崎県、長崎市、佐世保市、西海市) |

【第4次指定 (H25.9.13)】

| No. | 地域活性化総合特区と地方公共団体等の名称 |
|-----|--|
| 38 | 群馬がん治療技術地域活性化総合特区(群馬県) |
| 39 | 地域の「ものづくり」を活かした「滋賀健康創生」特区(滋賀県)【平成30年3月31日指定解除(特区からの申請による)】 |
| 40 | 奈良公園観光地域活性化総合特区(奈良県) |
| 41 | 千年の草原の継承と創造的活用総合特区(熊本県阿蘇市等) |

【第2次指定 (H24.7.25)】

| No. | 地域活性化総合特区と地方公共団体等の名称 |
|-----|---|
| 27 | 競争力と持続力を持つ交流6次化モデルの構築特区(山梨県南アルプス市) |
| 28 | みえライフイノベーション総合特区(三重県) |
| 29 | 鳥取発次世代社会モデル創造特区(鳥取県)【平成29年3月27日指定解除(特区からの申請による)】 |
| 30 | 先導的な地域医療の活性化(ライフイノベーション)総合特区(徳島県) |
| 31 | 中心市街地と田園地域が連携する高松コンパクト・エコシティ特区(香川県高松市等)【平成29年3月27日指定解除(特区からの申請による)】 |
| 32 | 槽による五島列島活性化特区(長崎県五島市等)【平成29年3月27日指定解除(特区からの申請による)】 |

| | 当初指定区域数 | 既に指定解除した区域数 | R5.4.1時点指定区域数 |
|-----------|---------|-------------|---------------|
| 国際戦略総合特区 | 7 | 1 | 6 |
| 地域活性化総合特区 | 41 | 22 | 19 |

2 規制改革の実現に向けた流れ

規制改革事項の提案募集

- 規制改革事項の提案は、「国家戦略特別区域法」第5条第7項及び「国家戦略特別区域基本方針」第7に基づき、**地方創生推進事務局HP**において、**国家戦略特区制度・構造改革特区制度**で一体的に募集。
- 広く民間団体や地方公共団体を対象に、**随時募集**を行っている。

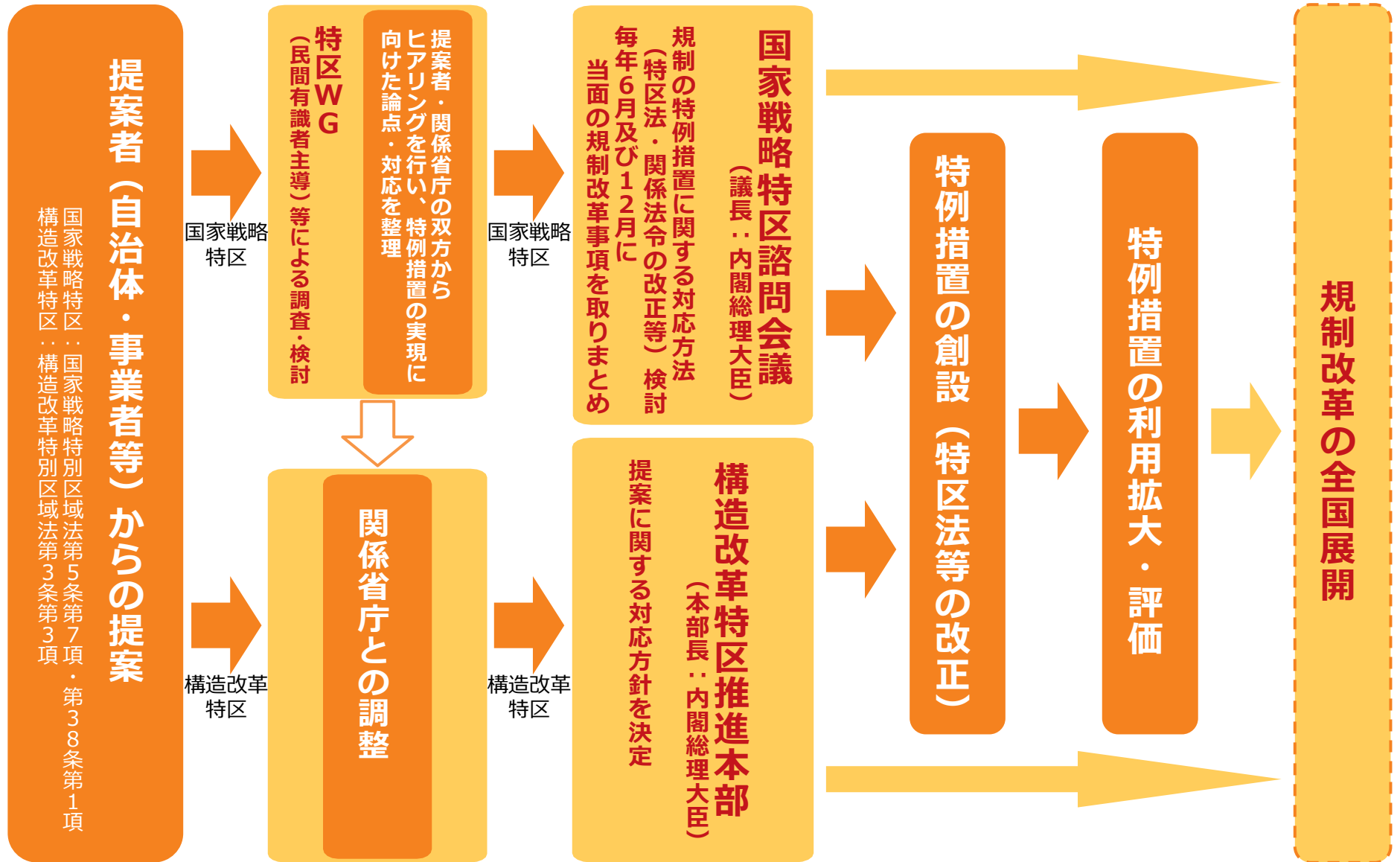
（国家戦略特別区域等における規制改革事項に係る提案募集要項 抜粋）

産業競争力の強化と国際ビジネス拠点の整備を目的とした国家戦略特区制度について、国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下、特区法）第5条第7項及び国家戦略特別区域基本方針（平成26年2月25日閣議決定。）第7に基づき、随時提案を募集しています。

御応募いただいた提案内容については、規制の特例措置の創設に向け、規制所管省庁と折衝を行います。また、国家戦略特別区域として指定された区域に限定（※1）して規制改革を求める提案のみではなく、当初から全国での規制改革を求める提案についても募集しています。併せて、特区法第38条第1項の規定に基づき、国家戦略特区と構造改革特区との一体的な運用を図る観点から、構造改革特区の提案も募集しています。

※1 国家戦略特区制度において創設された規制の特例措置は
国家戦略特別区域に指定された区域のみで実施することができるものであることに御留意願います。

規制改革提案受付からの流れ



※ 総合特区では、地方公共団体から提案を受け、「国と地方の協議会」において協議し、総合特別区域推進本部（本部長：内閣総理大臣）による総合特別区域基本方針の作成・変更により特例措置を創設

3 規制改革の全国展開

規制改革の全国展開に関する方針

国家戦略特区制度『国家戦略特区基本方針（平成26年2月25日閣議決定）』（抄）

規制改革の突破口という位置付けから、国家戦略特区において措置された規制の特例措置は、その実施状況等について適切な評価を行い、当該評価に基づき、その成果を全国に広げていくことが必要である。このため、P D C A サイクルに基づく評価において、規制の特例措置についての評価に基づき、特区ごとの改革競争を通じて全国展開が促進されるような仕組みを構築する。さらに、特例措置の活用から一定期間が経過し、**特段の弊害のない特区の成果については、全国展開に向けた検討を重点的に進めるなど、全国展開を加速化**させる。

構造改革特区制度『構造改革特別区域基本方針（平成15年1月24日閣議決定）』（抄）

特区において実施される規制の特例措置は、その実施の見込み等を踏まえあらかじめ定めた評価時期に、その実施状況に基づき評価を行うことにより、特区の成果を着実に全国に広げていくことが必要である。したがって、規制の特例措置の評価において、**特段の問題が生じていないと判断されたもの**については、**速やかに全国展開を推進していく**ことを原則とする。

一方、地域性が強い規制の特例措置については、特区において当分の間存続させることとする。（略）

地域性が強い規制の特例措置とは、特区として認定を受けて実施されることにより、地方公共団体による総合的な取組とそれに対する国の関係機関による援助・協力を推進でき、全国的な規制改革の突破口というよりは、地域活性化策として意義が大きいものである。

総合特区制度『総合特別区域基本方針（平成23年8月15日閣議決定）』（抄）

地方公共団体や民間実施主体からの提案を踏まえ、国と地方の協議会を通じて、講ずることとされた規制改革のうち、全国において規制改革を実施することとされたもの、及び第二の5に基づく規制の特例措置等の評価等を踏まえて本則化（全国展開）することとなったものについては、国と地方の協議会における協議を踏まえ、規制改革の趣旨を損なわないよう、進捗状況について本部において適切に監視していくものとする。

これらの措置については、本方針において新たに作成する別表3として適宜追加することとし、関係府省は、これに基づき、法改正が必要な規制改革については、関連する法案をできる限り早期に国会へ提出するものとし、政令又は主務省令に係る規制改革については、それぞれ関係する政令又は主務省令の一部改正として、できる限り早い時期に公布し、施行するものとする。

規制改革の全国展開について

- 規制の特例の検討の結果、当初から全国レベルで措置されることとなったものも相当数ある他、特例措置として設けられたものについても、各特区制度の趣旨を踏まえ、関係府省と検討を行い全国展開を進めているところ。
- 引き続き、可能なものから順次、全国展開を目指す。

令和5年12月11日現在

| | 国家戦略特区 | 構造改革特区 | 総合特区 |
|---------------------|--------|--------|------|
| 初めから 全国展開されたもの | 54件 | — | 26件 |
| 特例措置後に 全国展開されたもの | 26件 | 145件 | 5件 |
| 現在の特例措置数 | 64件 | 56件 | 20件 |

【参考】国家戦略特区制度で実現した主な規制の特例

令和5年12月時点

都市再生

- 都市計画手続きの迅速化
→東京都のプロジェクトの経済波及効果は、約18.3兆円。
- エリアマネジメントの民間開放【全国措置化】

医療

- 外国医師の業務解禁
→2022年度末時点で延べ9人の外国医師による医療が可能となり、外国人の医療ニーズに対応。
- 病床規制の特例
→2022年度末時点で全国10箇所の医療機関において増床が可能となり、最先端医療の提供に貢献。
- 医学部の新設
- 遠隔服薬指導の解禁【全国措置化】

保育

- 都市公園内保育所設置の解禁【全国措置化】
→該当エリアの待機児童約3割の解消に貢献。
- 小規模認可保育所（対象年齢の拡大）【一部全国措置化】
→2022年度末時点で兵庫県西宮市ほか2市の14施設で3歳児以上の受入に対応。
- 地域限定保育士
→2022年度は神奈川県、大阪府、沖縄県で計880人が地域限定保育士試験に合格し、保育人材の確保に貢献。

農業・林業

- 農業生産法人の要件緩和【全国措置化】
- 農家レストランの農地内設置特例【全国措置化】
- 法人農地取得事業【構造改革特区制度へ移行】
→令和5年4月26日改正法成立。

観光

- 古民家への旅館業法の適用除外【全国措置化】
→2019年度に約1億2千1百万円の市場を創出。
- 特区民泊の創設
→2022年度末時点で2,032事業者が参入し、10,182居室が認定。
- 観光客向けライドシェア事業の解禁
→養父市で事業を実施。

外国人材

- 外国人家事支援人材の受入解禁
→2023年4月1日までに1,293名の人材を受入れ、女性の活躍推進に貢献。
- 創業外国人材の特例（スタートアップビザ）の創設
→2023年4月1日時点で386名が創業に向け特例を活用。制度拡充により、海外で人気のコワーキングスペース等での創業も可能に。

【参考】構造改革特区で実現した主な規制の特例

令和5年12月時点

地域限定旅行業における旅行業取扱管理者の要件緩和事業（平成25年度実現）

地域限定旅行業者が選任する旅行業取扱管理者に他業種との兼任を認める特例

【令和3年12月全国展開】



心のふるさとおおくら観光・交流特区（大蔵村）

公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

（平成16年度実現→認定72件）

公立保育所の3歳未満児に対する給食について、保育所外で調理し搬入することを可能とする特例

【3歳以上は平成22年6月全国展開】



地産地消で豊かな給食特区（清里町）

特産酒類の製造事業（平成20年度実現→認定127件）

地域の特産物である農産物等を原料とした酒類を製造しようとする場合、当該酒類の製造免許に係る最低製造数量基準を適用しない又は引き下げの特例



黒石りんごワイン産業活性化振興特区（黒石市）

特定農業者による特定酒類の製造事業

【どぶろく特区】（平成15年度実現→認定204件）

農家民宿等を営む農業者が自ら生産した米又は果実等を原料として酒類を製造する場合、当該酒類の製造免許に係る最低製造数量基準を適用しない特例



日本のふるさと再生特区（遠野市）

地域限定特例通訳案内士育成等事業（平成27年度実現）

地方公共団体が独自に実施する研修を終了すれば、通訳案内士でない者でも外国語で有償ガイドすることができる特例

【平成30年1月全国展開】



京都市認定通訳ガイド特区（京都市）

環境にやさしいレンタカー型カーシェアリングのための無人貸渡システム可能化事業（平成16年度実現）

レンタカー型カーシェアリング（自家用自動車共同利用）について、無人の貸渡システムを使用できる特例【平成18年3月全国展開】



環境にやさしいカーシェアリング広島特区（広島県）

職業能力開発短期大学の修了者の大学編入学事業（令和4年度実現→認定3件）

職業能力開発短期大学校における高度職業訓練であり長期間の訓練課程を修了した者が、大学へ編入学することができる特例



熊本県高度人材育成・確保特区（熊本県）

構造改革特別区域研究開発学校設置事業（平成15年度実現）

小学校の英語教育や小中一貫の教育課程の編成など学習指導要領等の基準によらない教育課程の弾力化を認める特例

【平成20年4月全国展開】



太田外国語教育特区（太田市）

清酒の製造場における製造体験事業（令和元年度実現→認定5件）

清酒の製造免許を受けている者が、地域の魅力の増進に資する施設において清酒の製造体験を提供する場合、当該体験製造場を既存の製造場と一つの製造場とみなす特例



佐渡・学びの日本酒特区（佐渡市）

【参考】総合特区で実現した主な規制の特例

令和5年12月時点

【平成25年11月計画認定】

特定伝統料理海外普及事業 (京都市地域活性化総合特区)

外国人が、特区内において考案され広く提供されている我が国の伝統的な料理(=特定伝統料理)の調理に係る業務に従事する活動を行うことを可能とするために在留資格「特定活動」について、あらかじめ法務省告示で定めている活動の特例を設ける。

【平成25年11月計画認定】

地域活性化総合特別区域介護機器貸与モデル事業(岡山型持続可能な社会経済モデル構築総合特区)

介護保険制度において、介護保険給付の対象となっていない介護機器の貸与事業を地域支援事業として実施できることとする。

【平成25年6月全国展開】

70MPa水素スタンドに対応した技術基準や例示基準の整備 (グリーンアジア国際戦略総合特区)

70MPa燃料電池自動車に水素を充填するための圧縮水素スタンドに係る技術基準を整備するために、市街地に70MPa圧縮水素スタンドを建設することを可能とする。

【平成25年8月全国展開】

電気事業法第17条第1項の規定による特定供給の供給先に関する規制緩和

(ふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区)

特定供給を行う際の組合の設立については、審査基準の規定等を削除し、出資の有無にかかわらず許可を行うことができることとする。

【平成24年7月計画認定】

工場等新增設促進事業 (アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区)

国際戦略総合特区における工場等の新設・増設を促進するため、条例で、工場立地法又は企業立地促進法の規定に基づき設定されている緑地面積率等の準則(基準)に代えて適用できる準則(基準)を、当該計画の区域内において設定できるよう措置する。

【平成25年8月全国展開】

太陽光発電所に係る電気主任技術者の選任要件の緩和(あわじ環境未来島特区)

自家用電気工作物に関し、電気主任技術者の外部委託を可能とする発電設備の出力範囲を、1,000kW未満から2,000kW未満まで引き上げる。

特区諮問会議

【議長】

岸田 文雄 内閣総理大臣

【議員】

自見 はなこ 内閣府特命担当大臣（地方創生）
松野 博一 内閣官房長官
鈴木 俊一 財務大臣
河野 太郎 内閣府特命担当大臣（規制改革）
新藤 義孝 内閣府特命担当大臣（経済財政政策）
兼 経済再生担当大臣

【有識者議員】

垣内 俊哉 株式会社ミライロ代表取締役
越塚 登 東京大学大学院情報学環教授
菅原 晶子 公益社団法人経済同友会常務理事
中川 雅之 日本大学経済学部教授
南場 智子 株式会社ディー・エヌ・エー
代表取締役会長

特区ワーキンググループ

【座長】

中川 雅之 日本大学経済学部教授

【座長代理】

落合 孝文 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業
プロトタイプ政策研究所所長・
シニアパートナー弁護士

【委員】

阿曾 沼 元博 順天堂大学 客員教授
医療法人社団滉志会社員・理事
安藤 至大 日本大学経済学部教授
安念 潤司 中央大学大学院法務研究科教授
岸 博幸 慶應義塾大学大学院教授
菅原 晶子 公益社団法人経済同友会常務理事
堀 天子 森・濱田松本法律事務所
パートナー弁護士
本間 正義 アジア成長研究所特別教授
東京大学名誉教授
安田 洋祐 大阪大学大学院経済学研究科教授

規制改革関連制度との連携

『規制改革実施計画』（令和4年6月7日閣議決定）に「規制改革関連制度の連携」が盛り込まれていること等を踏まえ、関係制度間で連携。

【国家戦略特区諮問会議における対応】

内閣府特命担当大臣（規制改革）も議員として出席
6・12月は規制改革推進会議と合同開催

【閣議決定】

政府の規制改革推進に係る取組方針である

『規制改革実施計画』に、国家戦略特区における取組もあわせて掲載

『規制改革実施計画』（令和5年6月16日閣議決定）における実施事項中

国家戦略特区での取組 : 24件

国家戦略特区も関連する取組 : 3件

【関係府省庁連絡会議等への対応】

規制改革関係府省庁連絡会議（副大臣級）及び幹事会（課長級）を通じた情報共有等

【個別案件に係る各制度との連携・情報共有】